

消火器の技術上の規格を定める省令等の一部改正について

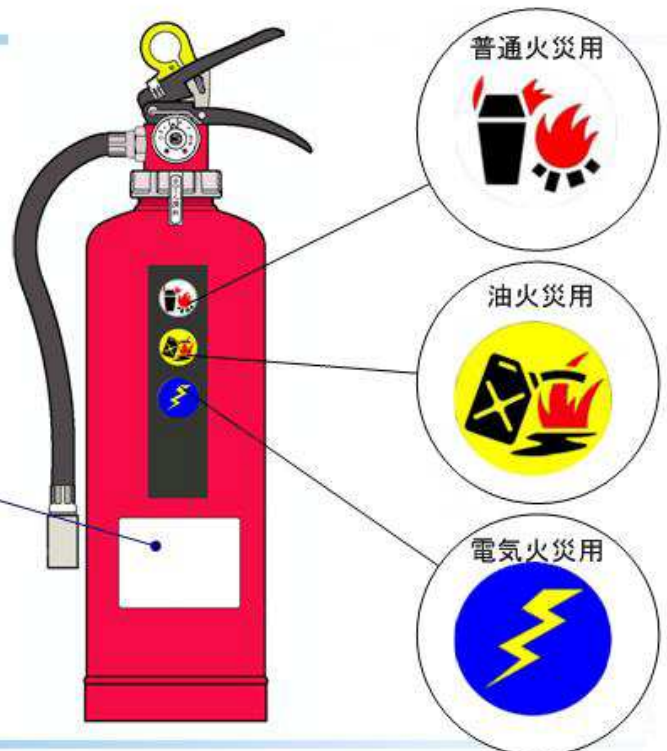
経緯

今回の改正は、平成 21 年 9 月に大阪市で発生した老朽化消火器の破裂事故等を踏まえ、消火器に安全上の注意事項等についての表示を義務付けるとともに、消火器の定期点検において耐圧性能点検を導入する等の改正を行うものです。

消火器の変更点

表示すべき事項(今回新たに追加されたもの)

- ・住宅用消火器、または住宅用以外の消火器の表示
- ・加圧式と蓄圧式の消火器の区別
- ・使用時の安全な取扱いに関する事項
- ・維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ・点検に関する事項
- ・廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
- ・標準的な使用方法の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限



施行期日

平成23年1月1日

改正前の規格に基づいて既に事業所等に設置されている消火器等については、施行後11年間は特例として設置が認められます。

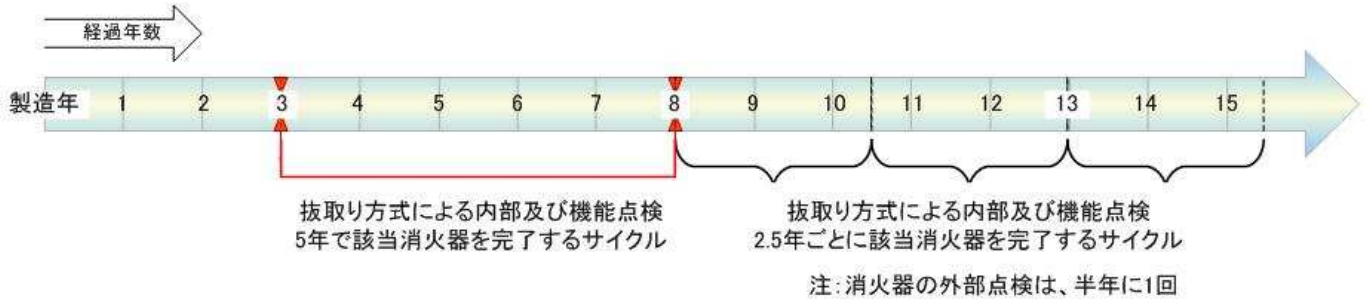
詳しくは、総務省消防庁ホームページで

http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2212/pdf/221222_vo556.pdf

消防用設備等の点検の基準等の一部改正について

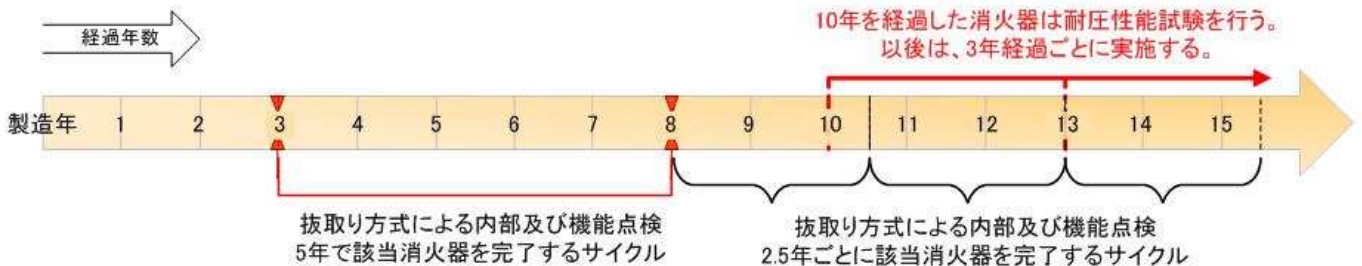
改正前

●消火器（二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器を除く。）



改正後

●加圧式粉末消火器（二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器を除く。）



●蓄圧式消火器（二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器を除く。）



- 注意: 消火器の外部点検は、改正前と同様、半年に1回実施すること。
外部点検で、本体容器に腐食等が認められた場合は、**耐圧性能試験**を実施すること。

！施行期日

平成23年4月1日

施行後3年間、耐圧性能点検については、製造後10年を経過し、外部点検において腐食等がなかった消火器は、抜き取り方式により実施することができます。

問い合わせ先
宇部市消防本部
予防課
TEL 0836-21-6114
FAX 0836-31-0119